

放射線影響対策に関する取組状況（平成 30 年 3 月）

1 秘書広報室

区 分	内 容
<p>現状 ・ これ まで の 取組</p>	<p>(1) 放射性物質の現状や放射線影響対策等の県内向け広報</p> <p>ア 県政広報誌「いわてグラフ」</p> <p>イ 県ホームページ</p> <p>ウ twitter</p> <p>(2) 風評被害の防止のための県外向け広報</p> <p>関係部局と連携し首都圏等での交通広告等、動画配信、記事配信（PRワイヤー）により、「震災からの復興」、「岩手の魅力」を情報発信。</p>
課題	<p>県民の生活環境や食品に対する不安の解消及び県内各種産業に影響を与えている風評被害の払拭。</p>
H29 取組 実績	<p>過年度に引き続き、県民の安全・安心につながる放射性物質の現状や放射線影響対策等の県内向け広報、風評被害の防止や岩手ファンの拡大につながる「震災からの復興」、「岩手の魅力」の県外向け広報を展開。</p> <p>特に、県外向けの広報では、首都圏での交通広告等の情報発信を継続。</p> <p>(1) 放射性物質の現状や放射線影響対策等の県内向け広報</p> <p>ア 県政広報誌「いわてグラフ」（年5回発行）</p> <p>「岩手県からのお知らせ」コーナーに「放射線影響対策のお知らせ」を設け、生活空間の放射線量等を掲載。</p> <p>イ 県ホームページ（放射能に関する情報提供サイト）</p> <p>随時、各部局担当においてデータ更新。</p> <p>ウ twitter</p> <p>牛肉、水産物、原乳等の放射性物質の検査結果について広報（県公式HPに掲載の都度）。</p> <p>(2) 風評被害防止のための県外向け広報</p> <p>内容を調整の上、順次実施予定。</p>
H30 取組 予定	<p>概ね今年度と同様の取組を実施予定。</p>
備考	

2 総務部

区 分	内 容
<p>現状 ・ これ まで の 取組</p>	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等の運営</p> <p>ア 原発放射線影響対策本部本部員会議(H23～28：計24回開催) 各種方針、汚染廃棄物対応、東京電力に対する損害賠償請求など、県原発放射線影響対策の重要事項を決定し、関係部局が連携した対策を推進。</p> <p>イ 原発放射線影響対策市町村等連絡会議(H23～28：計11回開催) 市町村等と連携し各種対策を推進するため、県産食材等の安全確保対策、東京電力に対する損害賠償請求に係る支援や県の取組の情報共有等を実施。</p> <p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「紛争解決センター」という。）の仲介により、平成23年度及び24年度分の損害について、県及び35団体（25市町村及び10広域連合・一部事務組合）と東京電力との間で和解が成立。 平成25年度及び平成26年度分の損害について、東京電力に対し、紛争解決センターでの和解の趣旨を踏まえて賠償に応じるよう求め交渉してきたが、東京電力は賠償範囲を原則として政府指示等に基づき負担した費用等に限定しており、交渉の進展が期待できないことから、東京電力が支払に応じていない損害1億8千万円余について、市町村等と協調し、平成28年3月30日に紛争解決センターへ2回目の和解仲介申立てを実施。 <p>(3) 放射線影響対策に係る情報発信</p> <p>原発事故が本県に与えた影響及び放射線影響対策の取組状況など本県の取組や現状を県内外に広く分かりやすく情報発信し、理解の醸成を図るとともに、県や市町村の対応等を記録することを目的に、放射線影響対策に係る県の取組をとりまとめた岩手県放射線影響対策報告書を平成26年度から毎年度発行。また、県公式HPに「放射能に関する情報」ページを開設し、最新情報を随時発信。</p>
<p>課題</p>	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品等の放射性物質に対する県民の不安は未だ十分に払しょくされていないため、汚染廃棄物、出荷制限品目の解消、東京電力に対する損害賠償請求などの課題について、県関係部局や市町村等が連携した対策を継続して実施する必要がある。 なお、県内の空間線量率は、ほとんどが国の除染基準（$0.23\mu\text{Sv/h}$）以下であり、食品の放射性物質濃度検査も不検出や基準値以下が継続していることから、県内全域で実施している空間線量率測定あり方等について、検討していく必要がある。 <p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求</p> <ul style="list-style-type: none"> 2回目の紛争解決センターへの和解仲介申立てに係る審理に対応するとともに、市町村等の審理が円滑に進展するよう、市町村等に対し支援をしていく必要がある。 また、原発事故による損害について、市町村と協調して賠償請求を行い、東京電力に対し、速やかに賠償に応じるよう交渉していく必要がある。

区 分	内 容
	<p>(3) 放射線影響対策に係る情報発信</p> <p>汚染廃棄物処理や風評被害対策、損害賠償など現在も継続している課題があることから、県内外の正しい理解を醸成しつつ各種対策を進めていくため、継続した情報発信が必要である。</p>
<p>H29 取組 実績</p>	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等</p> <p>ア 原発放射線影響対策本部本部員会議</p> <p>関係部局が連携して必要な放射線影響対策を講じていくため、定期的に開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 6 月 23 日 平成 29 年度第 1 回原発放射線影響対策本部本部員会議開催。 東京電力に対する第九次損害賠償請求等について審議 ・ 平成 30 年 3 月 26 日 平成 29 年度第 2 回原発放射線影響対策本部本部員会議開催。 原発放射線影響対策に関する各種方針の改訂等について審議 <p>イ 原発放射線影響対策市町村等連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 9 月 4 日 紛争解決センターによる和解仲介への対応、空間放射線量測定や農林水産物の放射性物質濃度測定の状態等について情報提供、意見交換を実施。 <p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度分の損害について、平成 29 年 7 月 10 日に第九次損害賠償請求を実施。市町村と協調し、東京電力に対し強い姿勢で十分な賠償の実施を求めた。県の請求については、平成 30 年 1 月末現在、139,918 千円の賠償を実現。 ・ 2 回目となる和解仲介申立てについては、平成 28 年 3 月の申立てから平成 29 年 8 月に和解案骨子が提示されるまでの間に、計 5 回の紛争解決センターからの照会や指示に対応。顧問弁護士等への法律相談を複数回実施したほか、必要に応じ、紛争解決センターに出向いて直接説明を行う等し、平成 30 年 1 月 10 日付けで和解が成立。 ・ 市町村等の支援のため、市町村等と協調して第九次請求を行ったほか、ADR 審理についても県が提出した書面等に係る情報提供や紛争解決センターとの連絡調整、市町村等の意向を踏まえた書面の提出等を行った。 <p>(3) 放射線影響対策に係る情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線影響対策に係る県の平成 28 年度までの取組実績と平成 29 年度の実施計画等を記した「岩手県放射線影響対策報告書（平成 29 年度版）」を平成 29 年 6 月に発行。 ・ 県公式 HP「放射能に関する情報」において、最新の情報を随時発信。
<p>H30 取組 予定</p>	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部局が連携して必要な放射線影響対策を講じていくため、引き続き本部員会議を定期的に開催する。 ・ 今後紛争解決センターから提示される和解案への対応等の課題に係る市町村等との連絡・協議のため、市町村等連絡会議を開催する予定。 <p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き市町村と協調し、紛争解決センターの和解仲介制度も活用しながら、東京電

区 分	内 容
	<p>力に対し強い姿勢で十分な賠償の実施を求めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、東京電力への賠償請求及び原発 ADR 審理対応等について、市町村等に助言するなどし、被害の実態に則した和解が成立するよう、引き続き対応していく。 <p>(3) 放射線影響対策に係る情報発信</p> <p>引き続き、岩手県放射線影響対策報告書を編集・発行するとともに、HP 等による情報発信を継続する。</p>
備考	

3 政策地域部

区 分	内 容												
現状 ・ これ まで の 取組	<p>当部所管の3施設について放射線量の測定を実施している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県先端科学技術研究センター</td> <td>盛岡市北飯岡</td> <td>1回／6月</td> </tr> <tr> <td>平庭高原自然交流館「しらかばの湯」</td> <td>久慈市山形町</td> <td>1回／6月</td> </tr> <tr> <td>平庭高原体験学習館「森のこだま館」</td> <td>葛巻町江刈</td> <td>1回／6月</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	測定頻度	岩手県先端科学技術研究センター	盛岡市北飯岡	1回／6月	平庭高原自然交流館「しらかばの湯」	久慈市山形町	1回／6月	平庭高原体験学習館「森のこだま館」	葛巻町江刈	1回／6月
施設名	所在地	測定頻度											
岩手県先端科学技術研究センター	盛岡市北飯岡	1回／6月											
平庭高原自然交流館「しらかばの湯」	久慈市山形町	1回／6月											
平庭高原体験学習館「森のこだま館」	葛巻町江刈	1回／6月											
課題	特になし。												
H29 取組 状況	これまでの取組同様、継続して施設の放射線量の測定を行った。												
H30 取組 予定	<p>平成30年度から一部見直し、次のとおり放射線量の測定を実施することとする。</p> <p>【測定時期】 対象3施設について、6月毎の測定を12ヶ月毎とする。</p>												
備考													

4 文化スポーツ部

区 分	内 容		
現状 ・ これ まで の 取組	当部所管施設について放射線量の測定を実施している。		
	施設名	所在地	測定頻度
	県公会堂	盛岡市内丸	1回／6月
	勤労身体障がい者体育館	盛岡市青山	1回／6月
	県営運動公園	盛岡市みたけ	1回／6月
	県営体育館	盛岡市青山	1回／6月
	県営野球場	盛岡市三ツ割	1回／6月
	県営武道館	盛岡市みたけ	1回／6月
	県営スケート場	盛岡市みたけ	1回／6月
	県立御所湖広域公園艇庫	盛岡市繫	1回／6月
	県民会館	盛岡市内丸	1回／年
課題	特になし。		
H29 取組 実績	所管施設について、定期的に放射線量の測定を実施した。		
H30 取組 予定	状況変化に配慮しながら、継続して施設の放射線量の測定を行う。		
備考			

5 環境生活部

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	<p>1 除染等の支援</p> <p>放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき汚染状況重点調査地域に指定された3市町（一関市、奥州市及び平泉町。以下「3市町」という。）においては、除染実施計画に基づく除染は平成28年度に完了。現場保管されている除去土壌等の処理等の課題解決に向け引き続き支援。</p> <p>2 環境放射能モニタリングの実施</p> <p>平成23年度に体制を強化した測定機器を活用してモニタリングを実施し、正確・迅速に県民等に情報提供。</p> <p>県内10カ所のモニタリングポスト及び県庁舎や公園等の55地点における空間線量率は、平成25年8月以降、全地点で除染基準の$0.23 \mu\text{Sv/h}$を下回っている状況。</p> <p>なお、汚染状況重点調査地域である3市町の測定結果は、過去の最大値（平成23年6月）に比べ、概ね30%まで低減しており、今後も数値に大きな変化はないと見込む。</p> <p>3 放射性物質に汚染された廃棄物</p> <p>放射性物質に汚染された農林業系副産物については、環境省の財政措置を受けて市町村等の既存処理施設で焼却処理等を実施。</p> <p>道路側溝汚泥については、平成28年度までに、奥州市の2箇所及び一関市の13箇所において一時保管設備が整備されたことから、整備に要した経費の一部について補助を実施。</p> <p>なお、奥州市では、上記一時保管設備の2箇所と仮置き場の1箇所を含め、平成28年度までに同市の最終処分場に埋立を終了。</p> <p>4 水道水の安全確保</p> <p>盛岡市及び3市町の水道水中の放射性物質についてモニタリングを実施。</p> <p>5 流通食品の放射性物質濃度の検査</p> <p>「県産食材等の安全確保方針」に基づき、県内に流通する食品の放射性物質濃度検査を計画的に実施するとともに、結果を速やかに公表することにより、県民の食品の放射性物質汚染に対する不安を解消。</p> <p>6 野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度の検査</p> <p>野生山菜（コゴミ、ワラビの2品目）、野生きのこ（任意の1品目）について、県内全市町村（対象品目が出荷制限等の市町村は除く）を対象に検査を実施し、結果を速やかに公表することにより、県民の食品の放射性物質汚染に対する不安を解消。</p> <p>7 野生鳥獣肉の放射性濃度検査の実施</p> <p>食肉として活用されることが多く、現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉（ツキノワグマ、ニホンジカ及びヤマドリ）について、放射性物質濃度検査を実施し、検査結果について、詳細な情報を県の公式ホームページ等で公表し広く情報提供。</p> <p>8 普及啓発の実施</p> <p>県民の放射性物質に対する不安低減のため、放射性物質に関する正しい情報の提供や普及啓発の実施、セミナー開催等による理解の促進。</p>

区 分	内 容
課題	<p>1 除染等の支援等 除去土壌等について、住民の理解や協力のもとに処理を推進していくことが必要。また、県民の安全・安心の確保及び風評被害の防止のため、環境放射能モニタリングを継続し、結果を迅速に公表・周知していくことが必要。</p> <p>2 放射性物質に汚染された廃棄物 農林業系副産物については、放射性セシウム濃度を 8,000Bq/kg以下に抑制しながら焼却処理をしており、なお時間を要する状況。 道路側溝汚泥については、一時保管設備の整備について住民理解を得ながら処理を進めることが必要。また、除染計画区域外は国の財政措置が得られないことから、国へ継続して要望を行うことが必要。</p> <p>3 野生鳥獣肉の放射性物質濃度検査の実施 平成 28 年度の検査結果においても、県内で捕獲された野生鳥獣肉から規制値を超える放射性セシウムが検出されていることから、継続的な放射性物質濃度検査の実施と情報提供の取組が必要。</p>
H29 取組 実績	<p>1 除染等の支援 3 市町との緊密な連携体制を維持し、情報交換等の支援を行うとともに、除去土壌等の処理に必要となる事項について、国へ要望。 また、市町村が行う局所的に放射線量の高い地点の除染を支援するため、県の低減方針に基づく市町村への県単補助（補助率 1/2）の実施体制を維持。</p> <p>2 環境放射能のモニタリングの実施 空間線量率、降下物、水道水の測定や、環境省と連携して海域、河川の水質調査を実施したほか、原子力規制庁から機器貸与を受け県南地区の道路の走行サーベイ調査を実施。 ○空間線量率：県内 10ヶ所のモニタリングポストにおいて常時測定 ○降下物：年 12 回実施 ○水道水：年 1 回実施 ○海域、河川：2 海域 2 地点、24 河川 34 地点実施 ○走行サーベイ：10 月実施</p> <p>3 放射性物質に汚染された廃棄物 放射性物質に汚染された農林業系副産物を保管している 24 市町中 16 市町で処理が完了又は取組中。 道路側溝汚泥については、一関市において、2 箇所にて一時保管設備が整備されたことから、放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単事業：補助率 1/2）により、整備に要した経費の一部について補助を実施。 また、国に対し、除去土壌の処理基準の早期提示や財政措置の拡大を要望。</p> <p>4 水道水の安全確保 盛岡市、奥州市、一関市及び平泉町の水道水中の放射性物質の測定を実施し、結果を公表。 ○水道水中の放射性物質の測定：3 か月に 1 回（4 月、7 月、10 月及び 1 月）</p> <p>5 流通食品の放射性物質濃度の検査 県民の不安解消のため、県外産品を含む県内流通食品の放射性物質検査を実施し、より多くの情報を県民に提供。</p>

区 分	内 容
	<p>○県内流通食品の放射性物質検査（年）：21回、200検体</p> <p>6 野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度の検査 市町村が搬入した検体を検査し、結果を県の公式ホームページ等を通じて広く県民に対し周知。</p> <p>7 野生鳥獣肉の放射性物質濃度検査の実施等 現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉（ツキノワグマ、ニホンジカ及びヤマドリ）について、捕獲状況に応じて随時放射性物質検査を実施するとともに、その結果について詳細な情報を県の公式ホームページ等で公表し、狩猟者を始め広く情報を提供。 また、出荷制限区域の解除について、より実態に即した解除要件とするよう国へ要望。 ○野生鳥獣肉の放射性物質検査（年）：クマ 6検体、シカ 47検体、ヤマドリ 14検体</p> <p>8 普及啓発の実施 住民の理解促進に向けたセミナーや行政職員向けのスキルアップセミナー等を開催。また、啓発用リーフレット等を配布するなど、情報発信の取組を実施。</p>
H30 取組 予定	<p>1 除染等の支援 3市町との緊密な連携体制を維持し、情報交換等の支援を行うとともに、除去土壌等の処理に必要となる事項について、引き続き国への要望を行う。 また、県の低減方針に基づく市町村への県単補助（補助率1/2）により、局所的に放射線量の高い地点の除染の支援体制を維持する。</p> <p>2 環境放射能のモニタリングの実施 空間線量率、降下物、水道水の測定や、環境省と連携して海域、河川の水質調査を実施するほか、原子力規制庁から機器貸与を受け県南地区の道路の走行サーベイ調査を実施する。 ○空間線量率：県内10ヶ所のモニタリングポストにおいて常時測定 ○降下物：年12回実施予定 ○水道水：年1回実施予定 ○海域、河川：2海域2地点、24河川34地点実施予定 ○走行サーベイ：10月実施予定</p> <p>3 放射性物質に汚染された廃棄物 農林業系副産物については、国に対し、処理が完了するまで焼却処理等への財政措置を継続するよう要望を行う。また、市町村等における処理計画策定や住民説明については、引き続き県職員を派遣するなど技術的な支援を実施する。 道路側溝汚泥については、国の財政措置の対象とならない一時保管設備の整備について引き続き財政的な支援を実施する。また、国に対し、除去土壌の処理基準の早期提示や財政措置の拡大を引き続き要望する。</p> <p>4 水道水の安全確保 引き続き盛岡市、奥州市、一関市及び平泉町の水道水中の放射性物質の測定を実施し、結果を公表する。 ○水道水中の放射性物質の測定：概ね3か月に1回（4月、7月、10月及び2月）</p> <p>5 流通食品の放射性物質濃度の検査 県民の不安解消のため、引き続き県外産品を含む県内流通食品の放射性物質検査を実施し、より多くの情報を県民に提供する。</p>

区 分	内 容
	<p>○県内流通食品の放射性物質検査（年）：21回、200検体予定</p> <p>6 野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度の検査</p> <p>引き続き市町村が搬入した検体を検査し、結果を県の公式ホームページ等を通じて広く県民に対し周知する。</p> <p>7 野生鳥獣肉の放射性物質濃度検査の実施等</p> <p>現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉（ツキノワグマ、ニホンジカ及びヤマドリ）について、捕獲状況に応じて随時放射性物質検査を実施するとともに、その結果について詳細な情報を県の公式ホームページ等で公表し、狩猟者を始め広く情報を提供する。</p> <p>また、出荷制限区域の解除について、より実態に即した解除要件とするよう、引き続き、国へ要望する。</p> <p>○野生鳥獣肉の放射性物質検査（年）：クマ 27検体、シカ 99検体、ヤマドリ 21検体</p> <p>8 普及啓発の実施</p> <p>住民の理解促進に向けたセミナーや行政職員向けのスキルアップセミナー等を開催するほか、啓発用リーフレット等を配布するなど、引き続き情報発信の取組を推進する。</p>
備考	

6 保健福祉部

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	(1) 内部被ばく状況の把握等 平成 23 年度、県南部を中心とする 3 歳～15 歳の子どもを対象として、放射線内部被ばく健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング調査）を実施し、有識者会議において「放射性セシウムの内部被ばくによる健康影響は極めて小さいレベルである。」との評価が得られた。 しかし、健康影響調査の継続を求める要望等を踏まえ、平成 24 年度から平成 28 年度までにおいても、平成 23 年度調査対象者のうち、調査に協力いただける者について継続調査を実施してきた。
課題	(1) 内部被ばく状況の把握等 調査結果や有識者会議の評価について、引き続き情報提供に取り組み、県民の不安の解消に努める必要がある。
H29 取組 実績	(1) 内部被ばく状況の把握等 ① 放射線内部被ばく健康影響調査 尿中の放射性物質の推移をモニタリングし、そのリスク評価を分かりやすく県民に示していくため、平成 23 年度の調査対象者（132 名）中の希望者に対し、尿中放射性物質の継続調査の実施について意向確認を行ったところ、希望者が極めて少数で科学的評価が難しい標本数であることや、県有識者会議の「放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価、「今後は調査を継続する必要はない。」との意見を踏まえて、平成 29 年度は健康影響調査を実施しないこととし、事業を終了することとした。 ② 放射線健康相談等支援事業費補助 住民に最も身近な相談窓口である市町村が、放射線による健康リスクや内部被ばくに関する個別健康相談等を実施する場合、その費用の一部を補助する。（補助率 1/2） ア 相談支援等事業：なし イ 内部被ばく検査事業：平泉町のみ
H30 取組 予定	(1) 内部被ばく状況の把握等 ① 放射線健康相談等支援事業費補助 実施自治体減少を踏まえ、予算額を減らして継続実施予定。 ② HP 等による情報発信を継続する。
備考	

7 商工労働観光部

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	(1) 観光風評被害に係る損害賠償支払状況（平成30年1月末時点） 観光に関する支払済 134件 約14億5,000万円 (2) 食品加工・流通業等の風評被害に係る損害賠償支払状況（平成30年1月末時点） 食品加工・流通業等に関する支払済 294件 約28億8,400万円 (3) 販路回復・誘客拡大に向けた取組 ア 商工関係 首都圏等での物産展を活用した販路開拓支援、アンテナショップを活用した販売拡大活動、WEBを活用した物産展の実施 イ 観光関係 教育旅行及び企業・団体研修旅行の誘致活動、国内外からの観光客誘客促進のためのプロモーションの展開や受入態勢整備を実施
課題	風評被害の払拭に向け、販路拡大・観光客の誘客強化に引き続き取り組む必要がある。
H29 取組 実績	(1) 情報発信強化、販路拡大に向けた取組 首都圏百貨店での展示販売会の実施や、風評被害のある商品・分野の販路拡大に向け県内外で食の商談会を開催した。また、本県の特色ある県産食品を全国的イベントに出展し、広く食の情報発信を行った。 (2) 誘客拡大に向けた取組 二つの世界遺産などの観光資源を活用し、東北各県とも連携した観光キャンペーンを展開するとともに、震災学習を中心とした教育旅行や企業研修旅行の誘致、魅力ある観光地域づくりの取組支援を行った。 また、東北観光推進機構や東北各県との連携や海外事務所を活用したプロモーションの展開、宿泊施設等における多言語表示や無料公衆無線LAN環境整備に対する支援などにより、受入態勢の充実を図った。
H30 取組 予定	(1) 情報発信強化、販路拡大に向けた取組 ○ いわたの食と工芸魅力拡大事業費 ア 県内外での食の商談会 風評被害のある商品・分野を主とした販路拡大を図る。 イ 首都圏での展示販売会 (2) 誘客拡大に向けた取組 ○ いわて観光キャンペーン推進協議会負担金 地域資源を活用した観光地づくりの推進や、観光キャンペーンによる情報発信を官民共同により展開 ○ 復興ツーリズム推進事業費 震災学習を中心とした教育旅行や企業研修旅行の誘致 ○ 国際観光推進事業費 外国人観光客のリピーターの拡大を図るため歓迎行事等を実施 ○ いわてインバウンド新時代戦略事業費 海外に対して戦略的・効果的なプロモーションを実施するとともに、外国人観光客の受入態勢の充実・強化を支援
備考	

8 農林水産部

区 分	内 容																																														
<p>現状 ・ これ まで の 取組</p>	<p>1 原木きのこ（露地栽培）の出荷制限と解除に向けた取組</p> <p>(1) 13市町で原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限指示</p> <p>(2) これまで、指標値を超過した原木・ホダ木処理、落葉層除去等によるホダ場の環境整備を進め、12市町186名（H30.3.20現在）が一部解除 〔内訳〕奥州市7名、金ヶ崎町2名、花巻市62名、北上市6名、遠野市26名、一関市34名、釜石市2名、大槌町15名、大船渡市5名、陸前高田市7名、住田町1名、山田町19名</p> <p>(3) 全国的にしいたけ生産用原木が不足し、価格が高騰</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">震災前（H20～22年平均）</th> <th style="text-align: center;">震災後（H29年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">181円/本（岩手県内）</td> <td style="text-align: center;">295円/本（岩手県内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 平成29年10月26日に、大船渡市の原木なめこ（露地栽培）の出荷制限が一部解除（生産者1名）。原木なめこ（露地栽培）の出荷制限解除は本県が全国初の事例。</p> <div style="text-align: right;">  <p>▲ホダ場の落葉層を除去し、土の跳ね返り防止資材を敷設</p> </div> <p>2 放射性物質に汚染された農林業系副産物の発生・処理・保管状況（H30.1月末現在）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">発生量（t）</th> <th style="text-align: center;">処理量（t）</th> <th style="text-align: center;">処理割合（%）</th> <th style="text-align: center;">保管量（t）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">牧草</td> <td style="text-align: center;">20,499</td> <td style="text-align: center;">18,576</td> <td style="text-align: center;">91</td> <td style="text-align: center;">1,923</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">稲わら</td> <td style="text-align: center;">574</td> <td style="text-align: center;">190</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">383</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">牛ふん堆肥</td> <td style="text-align: center;">7,039</td> <td style="text-align: center;">2,506</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">4,533</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ホダ木</td> <td style="text-align: center;">30,716</td> <td style="text-align: center;">9,810</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">20,906</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">58,827</td> <td style="text-align: center;">31,082</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">27,746</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 端数処理の関係上、計と一致しないことがある。</p> <p>3 風評被害対策</p> <p>(1) 県産農林水産物の安全・安心や食材としての魅力のPR、飲食店や流通関係者と連携したプロモーションなどを実施</p> <p>(2) 放射性物質を理由に、被災3県の食品の購入をためらう消費者は着実に減少</p> <p style="text-align: center;">岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう消費者の割合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査時期</th> <th style="text-align: center;">28年2月</th> <th style="text-align: center;">28年8月</th> <th style="text-align: center;">29年2月</th> <th style="text-align: center;">29年8月</th> <th style="text-align: center;">30年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">割合</td> <td style="text-align: center;">10.1%</td> <td style="text-align: center;">10.6%</td> <td style="text-align: center;">9.9%</td> <td style="text-align: center;">8.1%</td> <td style="text-align: center;">8.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」</p>	震災前（H20～22年平均）	震災後（H29年）	181円/本（岩手県内）	295円/本（岩手県内）	区分	発生量（t）	処理量（t）	処理割合（%）	保管量（t）	牧草	20,499	18,576	91	1,923	稲わら	574	190	33	383	牛ふん堆肥	7,039	2,506	36	4,533	ホダ木	30,716	9,810	32	20,906	計	58,827	31,082	53	27,746	調査時期	28年2月	28年8月	29年2月	29年8月	30年3月	割合	10.1%	10.6%	9.9%	8.1%	8.0%
震災前（H20～22年平均）	震災後（H29年）																																														
181円/本（岩手県内）	295円/本（岩手県内）																																														
区分	発生量（t）	処理量（t）	処理割合（%）	保管量（t）																																											
牧草	20,499	18,576	91	1,923																																											
稲わら	574	190	33	383																																											
牛ふん堆肥	7,039	2,506	36	4,533																																											
ホダ木	30,716	9,810	32	20,906																																											
計	58,827	31,082	53	27,746																																											
調査時期	28年2月	28年8月	29年2月	29年8月	30年3月																																										
割合	10.1%	10.6%	9.9%	8.1%	8.0%																																										
<p>課題</p>	<p>1 原木しいたけの産地再生 出荷制限の解除に向けたホダ場の環境整備の促進、価格高騰している原木の確保</p> <p>2 農林業系副産物の適正な管理 焼却等処理が終了するまでの間の適切な保管管理</p> <p>3 風評被害対策 県産農林水産物の信頼確保、販路の回復・拡大</p>																																														

区 分	内 容
H29 取組 実績	<p>1 原木しいたけの産地再生</p> <p>(1) 生産再開に向け、出荷制限解除に向けた放射性物質濃度検査や栽培管理指導を実施</p> <p>(2) 指標値を超過した原木・ホダ木の処理、落葉層除去等によるホダ場の環境整備を実施</p> <p>(3) しいたけ原木等生産資材の導入支援</p> <p>(4) 露地栽培から施設栽培に転換する際の簡易ハウスの整備を支援</p> <p>(5) 平成 28 年度に導入したしいたけ原木用非破壊検査機を本格的に活用し、より安全な原木を供給</p> <div data-bbox="1050 338 1437 595" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">▲しいたけ原木用非破壊検査機</p> <p>2 農林業系副産物等の適正な管理</p> <p>(1) 放射性物質に汚染された牧草等を適切に保管するための取組を支援</p> <p>(2) 放射性物質に汚染され使用自粛となった原木等を適切に保管するための取組を支援</p> <p>3 風評被害対策</p> <p>(1) 県産農林水産物の評価向上と取引拡大を推進するため、トップセールスやPRイベント等を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏の実需者・消費者を対象とした県産夏野菜トップセールス（7月13日） ・ 関西圏の企業・団体を対象とした県産食材をPRするレセプション（10月16日） ・ いわて牛取引先等を対象とした「いわて牛の集い」（1月25日） ・ 輸出有望市場である東南アジアや台湾でのプロモーション（9月、12月） <div data-bbox="379 1189 676 1384" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="703 1189 1054 1384" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1082 1189 1358 1384" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">▲首都圏での夏野菜トップセールス ▲関西圏での食材PRレセプション ▲タイでのプロモーション</p> <p>(2) 失われた販路の回復と拡大に向け、雑誌への記事掲載や「黄金の國、いわて。」応援の店での情報発信、首都圏の飲食店で県産食材を提供するフェア等を実施</p> <p>(3) 首都圏等において、物産展等の開催を通じて、県産農林水産物の安全・安心や品質の高さの確保に向けた産地の取組等を、消費者に対して広くPRする取組を支援</p> <p>(4) 消費者に選ばれる産地を確立するため、水産物の高度衛生品質管理の取組を活かした商品開発や販路開拓等を促進</p>

区分	内容
<p>H30 取組 予定</p>	<p>1 原木しいたけの産地再生 原木しいたけの一日も早い産地再生を図るため、生産から販売までの対策を市町村・関係団体と連携して実施</p> <p>(1) 出荷制限解除に向け、指標値を超過した原木・ホダ木の処理、落葉層除去、土壌のホダ木への跳ね返り防止資材の敷設等による放射性物質の影響を低減するためのホダ場環境整備を支援 〔きのこ原木等処理事業（60百万円）〕</p> <p>(2) しいたけ生産者の経営基盤を強化するため、原木や菌床用培地等の生産資材の導入や露地栽培から施設栽培へ転換する際の簡易ハウスの整備を支援 〔特用林産施設等体制整備事業（132百万円）〕</p> <p>(3) 不足する原木を確保するため、しいたけ原木を生産する団体等で構成する「しいたけ原木供給連絡会議」において、広域的な需給調整を実施</p> <p>(4) 原木しいたけの産地再生のため、出荷制限解除に必要な検査を実施。平成28年度に導入したしいたけ原木用非破壊検査機を本格的に活用し、より安全な原木を供給 〔特用林産物等放射性物質調査事業（67百万円）〕</p> <p>2 農林業系副産物等の適正な管理 放射性物質に汚染された牧草、きのこ原木等を適切に保管するための取組を支援 〔放射性物質被害畜産総合対策事業（119百万円）〕 〔きのこ原木等処理事業（再掲60百万円）〕</p> <p>3 風評被害対策</p> <p>(1) 県産農林水産物の評価向上と取引拡大を推進するため、PRイベント等を開催</p> <p>① 中京圏の飲食店等を対象とした県産食材のPR ② いわて牛取引先等を対象とした「いわて牛の集い」 ③ 海外における販路の拡大に向けたプロモーション 等 ▲「いわて牛の集い」（平成29年度）</p> <p>(2) 県産農林水産物の販路回復・拡大を図るため、情報発信等を実施するとともに、生産者団体等が行うPR活動等を支援 〔いわて農林水産物消費者理解増進対策事業（25百万円）〕</p> <p>(3) 消費者に選ばれる産地を確立するため、水産物の高度衛生品質管理の取組を活かした商品開発や販路開拓等を促進 〔水産物産地強化促進事業（9百万円）〕</p>
備考	



▲「いわて牛の集い」（平成29年度）

9 県土整備部

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	<p>【県管理道路関係】 県管理道路における側溝等の清掃について、原発事故以前は、維持管理上支障となっている箇所を清掃し、中間処理場に搬入し、セメント材料へのリサイクルをしていたが、放射能汚染が問題となってから清掃作業は自粛している。</p> <p>【流域下水道関係】 県が管理する全ての浄化センター（都南、北上、水沢、一関）から発生した脱水汚泥は、都南浄化センター及び北上浄化センターでそれぞれ焼却しており、その焼却灰からは引き続き放射性物質が検出されているが事故当初と比べて低減している。平成27年1月以降、原発事故以前と同様の処分方法（セメント原料等）になっている。</p>
課題	<p>【県管理道路関係】 側溝等の土砂については、処理基準が国から示されていないため、道路側溝等の清掃に伴い発生する土砂の処理に苦慮している。</p>
H29 取組 実績	<p>【流域下水道関係】 下水汚泥等（脱水汚泥と焼却灰）を安全に処分するために、放射性物質濃度の測定を行った。</p>
H30 取組 予定	<p>【県管理道路関係】 汚染土壌の処分基準が示され次第、処分・再利用方法について検討を行う。</p> <p>【流域下水道関係】 下水汚泥等（脱水汚泥と焼却灰）を安全に処分するために、処分先と協議し、放射性物質濃度の測定を継続する。</p>
備考	

10 県南広域振興局

区 分	内 容
<p>現状 ・ これ まで の 取組</p>	<p>1 放射性物質に汚染された廃棄物処理の状況 (1) 農林業系副産物 放射性物質により汚染された農林業系副産物（牧草、稲わら、堆肥及びホダ木）のうち牧草については、県南広域管内市町等の処理施設において焼却等処理中（一部では焼却終了）。 (2) 道路側溝土砂 管内では、奥州市が一時保管していた3ヶ所について中間処理を行い埋設済。一関市は13ヶ所において一時保管場所を確保し撤去した土砂等を一時保管中。</p> <p>2 原木しいたけの産地再生への取組 露地栽培原木しいたけの産地再生に向けては、国による出荷制限指示解除に向けた検査を継続するとともに、平成27年度に結成した「県南広域原木しいたけ産地再生応援隊」による生産指導を継続中。</p>
<p>課題</p>	<p>1 汚染された廃棄物処理 汚染された農林業系副産物の焼却に当たっては、中長期保管対策が必要。また、道路側溝汚泥については、引き続き地域住民の理解を得ることが必要。</p> <p>2 原木しいたけの産地再生 国による出荷制限指示解除に向けた取組みの加速と生産性向上のための技術対策、更には販売促進活動が必要。</p>
<p>H29 取組 実績</p>	<p>1 農作物のモニタリング調査 水稻、麦類、雑穀類、大豆、野菜類、果樹類について、例年通り5月以降、指定された市町、作目、点数を調査。 そばについては、作付予定者の把握と該当圃場の土壌分析を実施し、全作付者に対して施肥指導等の徹底を図った。</p> <p>2 道路側溝土砂の処理 一関市は15ヶ所において一時保管場所を確保し除去した土砂等を一時保管中。</p> <p>3 畜産物の処理状況等 汚染牧草について、奥州市では12月までに1,681t 焼却終了。一関市ではペレット化し361tを一時保管中だが、随時焼却中。 牧草地の利用自粛解除面積について、奥州市では10ha、一関市では77ha。</p> <p>4 原木しいたけの消費拡大 各市町の産業まつり等イベント、地元の産直、スーパー、首都圏、空港及び競馬場などでの原木しいたけの消費拡大PR活動を支援。</p>
<p>H30 取組 予定</p>	<p>これまでの取組みを継続するとともに、関係機関との連携を強化し管内市町と協力した取組みを実施。</p>
<p>備考</p>	<p>《参考》国の出荷制限指示及び県の出荷自粛要請の解除状況（平成30年3月20日現在）</p> <p>1 原木しいたけ 県南広域振興局管内の出荷制限指示解除生産者は137戸〔全県で186戸〕</p> <p>2 野生山菜 県南広域振興局管内の出荷制限指示及び出荷自粛要請の解除は3例（奥州市のフキ、一関市のセリ、花巻市のコゴミ）〔全県で4例〕。</p>

11 医療局

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立病院等施設に係る放射線量の測定を実施。 ○ 実施内容の概要は下記のとおり。 <p>【対象施設】</p> <p>全ての県立病院、附属地域診療センター、病院保育所</p> <p>【測定時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一関市及び奥州市に所在する施設は、3ヶ月毎に測定。(3・6・9・12月) ・ その他の施設は、6ヶ月毎に測定。(3・9月) <p>【測定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院の放射線部門で保有するサーベイメータ等を使用。 ・ 地上50cmを測定。(子供の利用も考慮) ・ 測定地点は病院及び附属地域診療センターの正面玄関前及び駐車場中央部、院内保育所の正面玄関前及び園庭。(病院長の判断で追加も可) <p>【測定結果の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県ホームページへの掲載、施設内提示。 <p>※ 平成28年度の放射線測定量は、全施設において基準値以下の状況である。</p>
課題	特になし
H29 取組 実績	現状・これまでの取組に同じ
H30 取組 予定	平成30年度から一部見直し、次のとおり放射線量の測定を実施することとする。 <p>【測定時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一関市及び奥州市に所在する施設は、3ヶ月毎に測定。(3・6・9・12月) ・ その他の施設は、12ヶ月毎に(年1回)測定。(9月)
備考	

12 企業局

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	工業用水道に係る放射性物質濃度等の測定 (1) 工業用水に含まれる放射性物質濃度の測定 脱水汚泥から 100Bq/kg を超える放射性物質が検出された場合、又は、同一地域の水道水から高濃度（10Bq/kg を超える値）の放射性物質が検出された場合に測定する。 平成 29 年度は測定実績なし。 (2) 脱水汚泥に含まれる放射性物質濃度の測定 脱水汚泥の処理（再利用、最終処分）を適切に行うため受入れ先との協議に基づき測定時期・頻度を決定し測定する。平成 29 年度は 2 回測定し、結果はいずれも検出限界以下であった。 (3) 敷地境界等の空間線量率の測定 平成 29 年度から、定期的な測定は廃止し、脱水汚泥に含まれる放射性物質濃度の測定結果が高い場合に測定することとした。 平成 29 年度は測定実績なし。
課題	特になし。
H29 取組 実績	平成 29 年度における測定の状況は以下のとおり。 (1) 工業用水に含まれる放射性物質濃度の測定…測定実績なし (2) 脱水汚泥に含まれる放射性物質濃度の測定（年 2 回）…検出限界（20Bq/kg）以下 (3) 敷地境界等の空間線量率の測定…測定実績なし
H30 取組 予定	29 年度の取組みを継続して実施
備考	100Bq/kg を超える脱水汚泥については平成 25 年 10 月 16 日で処分終了

13 教育委員会事務局

区 分	内 容
<p>現状 ・ これ まで の 取組</p>	<p>(1) 県立学校や県教育委員会所管施設における空間線量率の測定 ア 県立学校 各県立学校では、定期的に校地内（校庭、雨どい下、側溝など）の空間線量率を測定するほか、屋外プールを使用する学校については、利用開始前にプールサイドの空間線量率を測定。 また、H24～H25 にグラウンド等面的除染を実施した4校については、毎年、積算線量計により除染後の状況を確認。 イ 県教育委員会所管施設 各施設の指定管理者が、定期的に敷地内の空間線量率を測定。</p> <p>(2) 県立学校における学校給食食材等の放射性物質濃度の測定 自校給食を実施する県立学校において、学校給食食材等の放射性物質濃度を測定。（検出下限値 核種 10 Bq/kg） また、測定機器を持たない市町村からの依頼に応じて、市町村立学校の給食食材を測定。</p>
<p>課題</p>	<p>平成 29 年度までの測定において、空間線量率及び放射性物質濃度の基準値を超えた事例はないが、引き続き測定を行い、児童・生徒、保護者等の放射線に対する不安を解消すること。</p>
<p>H29 取組 実績</p>	<p>(1) 県立学校や県教育委員会所管施設における空間線量率の測定 ア 県立学校 各県立学校では、定期的（原則2か月に1回、汚染状況重点調査地域内にある県立学校については、原則月1回）に校地内の空間線量率を測定するほか、屋外プールを使用する学校については、利用開始前に空間線量率を測定。 また、H24～H25 にグラウンド等面的除染を実施した4校（前沢高校、前沢明峰支援学校、千厩高校、一関清明支援学校）については、積算線量計により除染後の状況を確認。 イ 県教育委員会所管施設 各施設の指定管理者が、定期的（年1～2回）に敷地内の空間線量率を測定。</p> <p>(2) 県立学校における学校給食食材等の放射性物質濃度の測定 自校給食を実施する県立学校（11校）において、学校給食食材等の放射性物質濃度を測定。（検出下限値 核種 10 Bq/kg） また、測定機器を持たない市町村からの依頼に応じて、市町村立学校の給食食材を測定。</p>
<p>H30 取組 予定</p>	<p>(1) 県立学校や県教育委員会所管施設における空間線量率の測定 ア 県立学校 各県立学校では、定期的（原則2か月に1回、汚染状況重点調査地域内にある県立学校については、原則月1回）に校地内の空間線量率を測定するほか、屋外プールを使用する学校については、利用開始前に空間線量率を測定。 また、H24～H25 にグラウンド等面的除染を実施した4校（前沢高校、前沢明峰支援学校、千厩高校、一関清明支援学校）については、積算線量計により除染後の状況を確認。 イ 県教育委員会所管施設 各施設の指定管理者が、定期的（年1回）に敷地内の空間線量率を測定。</p> <p>(2) 県立学校における学校給食食材等の放射性物質濃度の測定 自校給食を実施する県立学校（10校）において、学校給食食材等の放射性物質濃度を測定。（検出下限値 核種 10 Bq/kg） また、測定機器を持たない市町村からの依頼に応じて、市町村立学校の給食食材を測定。</p>
<p>備考</p>	<p>空間線量率の測定結果から、除染が必要となった場合には、速やかに除染の措置を講じる。</p>

14 警察本部

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	県内警察施設における空間線量率の測定（計 20 施設） <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点調査対象地域における 4 警察署～1 か月に 1 回実施 ・ その他の地域に所在する警察本部、警察署など 16 施設～6 か月に 1 回 低減措置なし。 ※ 平成 23 年度から測定を開始し、継続しているもの。
課題	特になし。
H29 取組 実績	重点調査対象地域に所在する 4 警察署について平成 29 年中に測定した結果、0.03～0.14 μ Sv/h であり、いずれも除染基準の 1 μ Sv/h を下回った。
H30 取組 予定	県内警察施設における空間線量率の測定（計 19 施設） <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点調査対象地域における 3 警察署～3 か月に 1 回実施 ・ その他の地域に所在する警察本部、警察署など 16 施設～年に 1 回 ※ 平成 30 年度から水沢警察署、江刺警察署が統合され奥州警察署となることから、測定箇所が 1 減の 19 箇所となる。
備考	